

居宅介護支援の指定権限移譲に係る取扱い

平成 30 年 1 月 山形県

(1) 移譲の概要

平成 26 年の介護保険法改正により、保険者機能強化の観点から、現在、山形県が所管している居宅介護支援に関する下記の事務については、平成 30 年 4 月 1 日から各市町村が行うこととなります。

【移譲対象事務】

- ・ 事業所の指定
- ・ 指定の更新
- ・ 事業者の変更・再開・廃止・休止の届出
- ・ 報告の徴収、立入検査
- ・ 改善勧告、改善命令
- ・ 指定の取消、効力停止 など

(2) 移譲先の市町村

事業所が所在する市町村

(3) 平成 29 年度末における取扱い

平成 30 年 3 月 31 日現在で県から指定を受けていた居宅介護事業所については、これまで県に提出された申請書等を事業所所在市町村に引き継ぎますので、新たに指定申請等を行う必要はありません。(事業所番号や指定有効期限も変更ありません。)

ただし、平成 30 年 4 月以降に新規開設となる事業所に係る指定申請等各種申請・届出等事務の取扱いについては、次のとおりとします。

介護報酬改定の時期と重なり、平成 29 年度末及び 30 年度当初は皆様方も御多忙とは思いますが、各種届出や事前相談はなるべく早めに行って頂きますよう、御協力よろしくお願い致します。

①新規指定申請

指定日（効力発生日）	事前相談先・申請先
平成 30 年 3 月 31 日までに指定を受けたい場合	県（各総合支庁）
平成 30 年 4 月 1 日以降に指定を受けたい場合	市町村

②指定更新申請

現在の指定の有効期間満了日	申請先
平成 30 年 4 月 30 日以前	県（各総合支庁）
平成 30 年 5 月 1 日以降	市町村

③事業所の廃止届・休止届

廃止（休止）しようとする日	届出先
平成30年4月30日以前	県（各総合支庁）
平成30年5月1日以降	市町村

※廃止届・休止届は、廃止（休止）しようとする日の一月前まで提出して下さい。

④再開届・変更届・介護給付費算定に係る体制届等

届出日（到達日）	届出先
平成30年3月31日以前	県（各総合支庁）
平成30年4月1日以降	市町村

※再開届・変更届は、再開（変更）した日から10日以内に提出して下さい。

⑤事業所の住所移転に係る事務手続き

事業所の所在市町村が変わる場合は、指定権者が異なるため、移転元の指定を廃止し、移転先で新たに指定申請を行う必要があります。

(4) 平成30年度以降の県の集団指導について

指導権限が市町村へ移譲されるため、例年県が実施している介護保険施設等集団指導については、平成30年度以降、居宅介護支援事業所に対して開催通知を行いません。

(5) その他

厚生労働省からの通知等により、本取扱いを変更する必要がある場合は、その都度ホームページ等でご連絡します。